



昭和三十一年度一般会計予算

歳入の部		前年度予算	予 算	増 減	備 考
一、繰越金	繰越金	【二、九六一】	【二六、五八四】	【二三、六三三】	
二、負担金	一、負担金	二、九六一	二六、五八四	二三、六三三	
	二、負担金	【二四六、二〇〇】	【二四六、二〇〇】	【〇】	
	三、雑収入	【四八、九六〇】	【二六、五六六】	【△二二、四四〇】	
	一、過年度収入	【四八、九六〇】	【四八、九六〇】	【△三三、六六〇】	
	二、雑収入	【五〇〇】	【二〇〇】	【△三〇〇】	
	三、募金換付金	【三〇八、二二一】	【二九九、三〇〇】	【△八、八二一】	【五七、五八〇円の内二割】
計					

歳出の部

歳出の部		前年度予算	予 算	増 減	備 考
一、買 銀	一、買 銀	【七、〇〇〇】	【七、〇〇〇】	【〇】	
二、旅 費	一、旅 費	【二〇〇】	【二〇〇】	【〇】	
	二、旅 費	【四七〇】	【四七〇】	【〇】	
三、事務費	一、備品費	【一、五〇〇】	【一、五〇〇】	【〇】	
	二、通信費	【一、〇〇〇】	【一、〇〇〇】	【〇】	
	三、印刷費	【三、〇〇〇】	【三、〇〇〇】	【〇】	
	四、雑費	【二、〇〇〇】	【二、〇〇〇】	【〇】	
	五、雑費	【一、八五〇】	【一、八五〇】	【〇】	
事業費	一、大会費	【一、五〇〇】	【一、五〇〇】	【〇】	
	二、大会費	【一、五〇〇】	【一、五〇〇】	【〇】	
二、会議費	一、評議員会費	【一、〇〇〇】	【一、〇〇〇】	【〇】	
	二、役員会費	【二、五〇〇】	【二、五〇〇】	【〇】	
三、研究費	一、調査研究費	【二、五〇〇】	【二、五〇〇】	【〇】	
	二、研究会費	【二、〇〇〇】	【二、〇〇〇】	【〇】	
四、連絡費	一、全国大会費	【二、五〇〇】	【二、五〇〇】	【〇】	
	二、中央会費	【二、五〇〇】	【二、五〇〇】	【〇】	
	三、その他連絡費	【四、五〇〇】	【四、五〇〇】	【〇】	
五、振興費	一、県内振興費	【一、六〇〇】	【一、六〇〇】	【〇】	
	二、資料費	【二、四〇〇】	【二、四〇〇】	【〇】	
	三、その他振興費	【五、〇〇〇】	【五、〇〇〇】	【〇】	
負担金		【四、〇〇〇】	【三、七〇〇】	【△三〇〇】	

昭和三十一年度分担金一覽表

郡市別	人 口	三十二年度	三十一年度	増 減
北 蒲 原	【七五、三五九】	二四、六〇〇	二四、六〇〇	〇
新 井 市	【七一、四二〇】	二二、二〇〇	一九、五〇〇	△二、七〇〇
中 津 市	【一〇七、九七七】	二一、二〇〇	一九、五〇〇	△一、七〇〇
新 井 市	【五二、四〇三】	一五、二〇〇	一五、二〇〇	〇
五 泉 市	【三三、〇五七】	三、三〇〇	三、三〇〇	〇
西 蒲 原 市	【一五、六〇三】	三、三〇〇	三、三〇〇	〇
南 附 原 市	【三三、〇一五】	九、四〇〇	九、四〇〇	〇
見 附 市	【四〇、二一九】	六、八〇〇	六、八〇〇	〇
三 島 市	【六八、五七〇】	三、九〇〇	三、九〇〇	〇
加 茂 市	【三九、三八八】	三、八〇〇	三、八〇〇	〇
三 島 市	【三八、二一七】	九、六〇〇	九、一〇〇	△五〇〇
古 志 市	【八四、五二四】	三、四〇〇	三、八〇〇	△四〇〇
北 谷 市	【七〇、〇五二】	六、九〇〇	七、〇〇〇	△一〇〇
小 千 谷 市	【五、七七二】	八、一〇〇	八、一〇〇	〇
南 沼 沼 市	【八、三〇六】	九、七〇〇	九、七〇〇	〇
中 日 町	【五四、五三三】	一、三六〇	一、三六〇	〇
十 日 町	【七三、七九五】	五、九〇〇	五、九〇〇	〇
十 日 町	【六五、六一一】	二、五〇〇	二、五〇〇	〇
東 頸 城 市	【一、二八五、六】	八、四〇〇	八、四〇〇	〇
中 頸 城 市	【七、四三二】	二、五〇〇	二、五〇〇	〇
高 田 市	【四、五三三】	八、四〇〇	八、四〇〇	〇
直 江 津 市	【三、五二六】	一、〇七〇	一、〇七〇	〇
新 井 市	【四、一五七】	九、〇〇〇	九、〇〇〇	〇
新 井 市	【四、一五七】	一、〇七〇	一、〇七〇	〇
糸 魚 川 市	【七、四二二】	九、〇〇〇	九、〇〇〇	〇
岩 手 市	【三、三〇五】	二、七〇〇	二、七〇〇	〇
佐 賀 市	【三、〇〇八】	一、三〇〇	一、三〇〇	〇
阿 賀 市	【二、七八七】	一、三〇〇	一、三〇〇	〇
新 潟 市	【一、三、四八四】	二、七〇〇	二、七〇〇	〇
合 計	【二、四七、一五九】	二、四六、二〇〇	二、四六、二〇〇	〇





予備金	四〇、〇〇〇	三五、五〇〇	四、五〇〇
予備金	三三、三三三	〇	三三、三三三
予備金	三三、三三三	〇	三三、三三三
合計	三〇八、一一一	二六六、四三〇	四一、七〇一

### 昭和三十一年度特別会計決算報告書

#### 歳入の部

科目	予算	高	決算	高	増	減
繰越金	三三、四四八		三三、四四八			〇
販売料	二四、〇〇〇		二八六、〇五五			(四六、〇五五)
雑収入	五、〇〇〇		六、五一八			一、五一八
過年度収入	六二、一〇〇		六〇、〇〇〇			二、一〇〇
歳入合計	三四〇、五四八		三八六、〇三二			四五、四七三

#### 歳出の部

科目	予算	高	決算	高	増	減
印刷仕入費	二六、〇〇〇		三〇、二七〇			八六、二七〇
謝礼費	二〇、〇〇〇		二〇、〇〇〇			〇
取材料費	三〇、〇〇〇		二六、六七六			三、三二四
通信運搬費	三〇、〇〇〇		二二、九〇六			一七、〇九四
雑費	一四、〇〇〇		八、三五〇			五、六五〇
予備費	三〇、五四八		一四、七〇〇			一五、八四八
歳出合計	三四〇、五四八		三八五、四〇二			四四、八五四
次年度繰越			六一九			
合計			三八六、〇三二			

## テープ・ライブラリー

録音教材目録第二集は、地味ラ イブラリーを通して皆様のお手許 に配布しましたが、せいせい御礼 下さい。

目録編纂後に入荷した教材をこ こに紹介します。

◎生活と文化シリーズ  
生活と政治 渡井 清  
人権院総務法曹博士

婦人の選挙に対する自主制、又 選挙の拮据の政治意識をなくす 生活と政治をどう結びつけるか、 政治教育と政治活動の限界点を どう考えるか、などについて話し 合います。

◎青年期の探検シリーズ  
1 自分の姿、私の成績 (自己評価 について)  
早稲田大学教授 戸川 行男  
2 自分の姿、私の家の職業 (うぬ ばれと自信について)  
千葉大学教授 望月 衛  
3 自分の姿、私の顔 (劣等感と向 上心について)  
評論家 田村 孫一  
4 考える人と行動する人  
法政大学教授 乾 孝  
5 理想家と現実派  
外務省事務官 田村たつ子  
6 個性を生かすもの (好きな課目 について)

と嫌いな課目、独創と模倣につ いて)  
法政大学教授 乾 孝  
7 受験勉強への疑問 (知的欲求と 好奇心について)  
千葉大学教授 望月 衛  
8 進学が就職か (適応性について お茶の水女子大学教授  
お茶の水女子大学教授  
波多野完治  
9 様の夢、貴方の夢 (才能と適性 について)  
早稲田大学教授 戸川 行男  
10 広い視野 (狭い立場の子の立場、 他人の立場の理解について)  
お茶の水女子大学教授  
松村 康平  
11 家出した友人 (失敗への抵抗力 について)

### 全国大会に出 た公民館に關する問題点

一、「目的、性格(定義)ならびに事業について(社教法第二十条 第二十二条関係)」現行法では、目的、性格が抽象的かつ広範なため教育委員会ならびにその他の機関、事業等との関係についても誤解を生じやすいので、目的、性格三、「公民館職員(主事)について(社教法第二十七条)」「現行法」では特に公民館主事について規定

する事業を行うように検討する必要はないか。

二、「公民館の設置について(社教法第二十一条)」「設置者について、現行法では市町村及び民法第二十四条の法人に限定されているが、その他のものを、みとめるべきであるとの意見があるがどうするか。また分館について規定する必要はあるか。

三、「公民館職員(主事)について(社教法第二十七条)」「現行法」では特に公民館主事について規定

四、その他

(一)設置基準、補助金交付は基準を設定する必要があるか。

(二)公民館運営協議会の委員の数、委員構成について改正する必要があるか。

(三)公民館運営協議会の委員の報酬について(社教法第二十一条)



務設置は不可欠な条件であるとする意見を庄野的であった。

### 法改正が急務

#### 第二分科会

「公民館職員の確保と職制、身分保障について」

図書館法や博物館法のように公民館職員を館長だけでなく、主事主事補についても法で規定すべきである。館長の任命について教育長と選考委員の関与をもっとはっきりさせよ。公民館職員を専門職として、給与の面でもやりがいのあるものにしてほしい。公民館職員の救済の適正化を定め、国で補助する。法で資格を規定すべき。自治庁と文部省がもっと連携し、自治庁として「起債を返してから公民館を建てる」などといわせたい。公民館協会の活動に「公民館協会の活動を活性化するにはどうすればよいか」

低額である理由として、たんに審問機関であるためだという発言に対し、多数精鋭主義にし、報酬のことも考へるべきだとの意見があった。

### 国、県の補助金を大幅に引上げよ

#### 第三分科会

一、県費補助の獲得  
財政担当はサンプルを作成して

働きかける。県公連の基礎を強化し、ブロック毎に横の連絡をとり資料を交換する。県自体で移動公民館を設け、直接その必要性を知らしめる。政治力を使って獲得する。

#### 二、市町村財政の獲得

ける。単行法を設けて、基準額を正しく定める。  
四、会公連と連絡をとり研究する必要がある。  
五、公民館庫法立法は事実上困難であろう。

### 職員に指導意

#### 識が過剰

「公民館活動をどうして未組織大衆に結びつけるか」「大衆の中に活動を持ちかけるだけで大衆化と言えぬか」「社会教育活動としての意識づけ、問題意識を持たない層への動機づけをどうするか」

これについては公民館の運営が婦人会の在り方とどちらかに偏りはないか。公民館職員に指導意識が過剰ではないか。組織的な考へはないか。選挙委員の機能が充分發揮されているかなどの反省がなされた。



市町村長を公民館長とし、公民館の内容を充分に理解してもらい、市町村と公民館と連絡をとり、地区民に理解をどうしたらよいか」が取り上げられた。

三、基準財政需要額の改正  
地方交付税を全面的に増加し、費目をあげ、単価を上げる。地方交付税と切りはなして、費目をあ

な。大衆化の方法として、有線放送、人形劇等も実験をあげてやるべき。幻灯、映画等による啓蒙を根柢に継続することとを強調する。時間もなくなつたので、議長は「都市と農村に分けて、大衆化をどうするか」と結論した。

関係官庁の連  
けいを緊密に  
第五分科会  
新生活運動について  
地域によっては、教育的機能を逸脱して実践面だけに力をおき入れていく傾向がある。画的に流行のようにつけ、問題意識消費面だけの節約が新生活運動と思っている。きがあるが、もっと積極的な生活高める生産活動こそ、意識があるのではないか。

国や県では、農林、文部、自治厚生各官のセクトがあり、一本化されていないため、補助金の多い方に飛びつく傾向が強い。計画の主旨をおり、各官庁の機能の合理化ができないものか。

未端町の公民館では、本質的教育機能と補助的機能が。ややもすると、町村の一般行政の下請作業押しつけられる。われわれは、あくまでも大衆的教育機関であるという本質を忘れてはならない。

公民館報とは市町村報ではない。公民館報は誰からも読まなければならないものでなければならぬ。そしてその記事の底に教えられるのがおちではない。育性が流れていなければならぬ。等々。よくあたりまえの話であるが、とすると役場の税金や土木の話が記事の七・八割も占めておたり、紋切型の漢字を列した祝辞や式辞型の文の用に使われるもの」であつても、二行読んでほうり出せる本校と分校のような関係で、分館は一つもない村もある。ところが本館だけあって分館が一つもない村もある。しかもその村は学校が五つも六つもある広い村である。これでは住民に委仕し、住民に利用される活動は出来ない。

この計画策定は、町や農協業務らないし、地域の生活課題を発見して立案されているのが未端町村の現状である。結局、補助金目的の机上の計画になりがちであるからかたしなればならない。

公民館報として看板一。二年公民館にとつては後援とはみな役員や学校の借用品との方へまわらせる首事、いまいかなくとも、備品が少ないうるが、修訂あたりが一番いいのではないだろうか。

青年学校は青年学校ではない。青年学校は、いかに詳細しても百原の方々が、公の席上で「青年学校

### 新解公民館用語

(その二)

「は……」とぶつておられたことがある。知識のつめこみや「今の青年はなつとらんからさうかやれ」位のことだったべんたつ型のやり方だったらすいものだ。だがこんなことをやっていたのでは、青年学校を青年学校にして、義務性でもしななければならない。そしてその記事の底に教えられるのがおちではない。育性が流れていなければならぬ。等々。よくあたりまえの話であるが、とすると役場の税金や土木の話が記事の七・八割も占めておたり、紋切型の漢字を列した祝辞や式辞型の文の用に使われるもの」であつても、二行読んでほうり出せる本校と分校のような関係で、分館は一つもない村もある。しかもその村は学校が五つも六つもある広い村である。これでは住民に委仕し、住民に利用される活動は出来ない。

公民館報とは市町村報ではない。公民館報は誰からも読まなければならないものでなければならぬ。そしてその記事の底に教えられるのがおちではない。育性が流れていなければならぬ。等々。よくあたりまえの話であるが、とすると役場の税金や土木の話が記事の七・八割も占めておたり、紋切型の漢字を列した祝辞や式辞型の文の用に使われるもの」であつても、二行読んでほうり出せる本校と分校のような関係で、分館は一つもない村もある。しかもその村は学校が五つも六つもある広い村である。これでは住民に委仕し、住民に利用される活動は出来ない。

公民館報として看板一。二年公民館にとつては後援とはみな役員や学校の借用品との方へまわらせる首事、いまいかなくとも、備品が少ないうるが、修訂あたりが一番いいのではないだろうか。



### 全国大会に 参加して

## 本県はレベルが 高い

加茂市 横山旭三郎

○全国公民館大会が論議された各  
部会の話し合いの内容を聞いて  
本県のレベルは他県より高いと言  
うことを知り心強く感じた。一〇

〇の普及と受け、視聴覚教育  
に於いても優秀なことは勿論、討  
議された内容も、我々の乗り感え  
た、現に乗り越えるため苦慮して  
いる問題を、今突きあたっている  
感じがした。

○公民館単行法が、社会教育法一  
部改正の問題の本筋は、自主性  
を持つ社会教育の振興策であつた  
と思つたが、併し各ト積み込みの  
村である我々の望みは、職員給与  
設備費の問題であつた。職員給与  
学校教職員に加へ、同じ集居負担  
して貰うまでは、義務も自主も  
なくしてしまふ。これに対し若者  
やインテリ層の中には、国から金  
を貰へば遂に国家の統制下におか  
れ中央集権化される恐れがある。

○全国大会の持ち方については、  
研究の要を痛感したが、それは後  
日に譲る。

○公民館単行法が、社会教育法一  
部改正の問題の本筋は、自主性  
を持つ社会教育の振興策であつた  
と思つたが、併し各ト積み込みの  
村である我々の望みは、職員給与  
設備費の問題であつた。職員給与  
学校教職員に加へ、同じ集居負担  
して貰うまでは、義務も自主も  
なくしてしまふ。これに対し若者  
やインテリ層の中には、国から金  
を貰へば遂に国家の統制下におか  
れ中央集権化される恐れがある。

### これではおかし

中里村 小柳 定夫  
定夫  
定夫

○公民館単行法が、社会教育法一  
部改正の問題の本筋は、自主性  
を持つ社会教育の振興策であつた  
と思つたが、併し各ト積み込みの  
村である我々の望みは、職員給与  
設備費の問題であつた。職員給与  
学校教職員に加へ、同じ集居負担  
して貰うまでは、義務も自主も  
なくしてしまふ。これに対し若者  
やインテリ層の中には、国から金  
を貰へば遂に国家の統制下におか  
れ中央集権化される恐れがある。

○公民館単行法が、社会教育法一  
部改正の問題の本筋は、自主性  
を持つ社会教育の振興策であつた  
と思つたが、併し各ト積み込みの  
村である我々の望みは、職員給与  
設備費の問題であつた。職員給与  
学校教職員に加へ、同じ集居負担  
して貰うまでは、義務も自主も  
なくしてしまふ。これに対し若者  
やインテリ層の中には、国から金  
を貰へば遂に国家の統制下におか  
れ中央集権化される恐れがある。

○公民館単行法が、社会教育法一  
部改正の問題の本筋は、自主性  
を持つ社会教育の振興策であつた  
と思つたが、併し各ト積み込みの  
村である我々の望みは、職員給与  
設備費の問題であつた。職員給与  
学校教職員に加へ、同じ集居負担  
して貰うまでは、義務も自主も  
なくしてしまふ。これに対し若者  
やインテリ層の中には、国から金  
を貰へば遂に国家の統制下におか  
れ中央集権化される恐れがある。

○公民館単行法が、社会教育法一  
部改正の問題の本筋は、自主性  
を持つ社会教育の振興策であつた  
と思つたが、併し各ト積み込みの  
村である我々の望みは、職員給与  
設備費の問題であつた。職員給与  
学校教職員に加へ、同じ集居負担  
して貰うまでは、義務も自主も  
なくしてしまふ。これに対し若者  
やインテリ層の中には、国から金  
を貰へば遂に国家の統制下におか  
れ中央集権化される恐れがある。

○公民館単行法が、社会教育法一  
部改正の問題の本筋は、自主性  
を持つ社会教育の振興策であつた  
と思つたが、併し各ト積み込みの  
村である我々の望みは、職員給与  
設備費の問題であつた。職員給与  
学校教職員に加へ、同じ集居負担  
して貰うまでは、義務も自主も  
なくしてしまふ。これに対し若者  
やインテリ層の中には、国から金  
を貰へば遂に国家の統制下におか  
れ中央集権化される恐れがある。

○公民館単行法が、社会教育法一  
部改正の問題の本筋は、自主性  
を持つ社会教育の振興策であつた  
と思つたが、併し各ト積み込みの  
村である我々の望みは、職員給与  
設備費の問題であつた。職員給与  
学校教職員に加へ、同じ集居負担  
して貰うまでは、義務も自主も  
なくしてしまふ。これに対し若者  
やインテリ層の中には、国から金  
を貰へば遂に国家の統制下におか  
れ中央集権化される恐れがある。

○公民館単行法が、社会教育法一  
部改正の問題の本筋は、自主性  
を持つ社会教育の振興策であつた  
と思つたが、併し各ト積み込みの  
村である我々の望みは、職員給与  
設備費の問題であつた。職員給与  
学校教職員に加へ、同じ集居負担  
して貰うまでは、義務も自主も  
なくしてしまふ。これに対し若者  
やインテリ層の中には、国から金  
を貰へば遂に国家の統制下におか  
れ中央集権化される恐れがある。

○公民館単行法が、社会教育法一  
部改正の問題の本筋は、自主性  
を持つ社会教育の振興策であつた  
と思つたが、併し各ト積み込みの  
村である我々の望みは、職員給与  
設備費の問題であつた。職員給与  
学校教職員に加へ、同じ集居負担  
して貰うまでは、義務も自主も  
なくしてしまふ。これに対し若者  
やインテリ層の中には、国から金  
を貰へば遂に国家の統制下におか  
れ中央集権化される恐れがある。

○公民館単行法が、社会教育法一  
部改正の問題の本筋は、自主性  
を持つ社会教育の振興策であつた  
と思つたが、併し各ト積み込みの  
村である我々の望みは、職員給与  
設備費の問題であつた。職員給与  
学校教職員に加へ、同じ集居負担  
して貰うまでは、義務も自主も  
なくしてしまふ。これに対し若者  
やインテリ層の中には、国から金  
を貰へば遂に国家の統制下におか  
れ中央集権化される恐れがある。

○公民館単行法が、社会教育法一  
部改正の問題の本筋は、自主性  
を持つ社会教育の振興策であつた  
と思つたが、併し各ト積み込みの  
村である我々の望みは、職員給与  
設備費の問題であつた。職員給与  
学校教職員に加へ、同じ集居負担  
して貰うまでは、義務も自主も  
なくしてしまふ。これに対し若者  
やインテリ層の中には、国から金  
を貰へば遂に国家の統制下におか  
れ中央集権化される恐れがある。



【公民館前の屋敷風景】

○公民館単行法が、社会教育法一  
部改正の問題の本筋は、自主性  
を持つ社会教育の振興策であつた  
と思つたが、併し各ト積み込みの  
村である我々の望みは、職員給与  
設備費の問題であつた。職員給与  
学校教職員に加へ、同じ集居負担  
して貰うまでは、義務も自主も  
なくしてしまふ。これに対し若者  
やインテリ層の中には、国から金  
を貰へば遂に国家の統制下におか  
れ中央集権化される恐れがある。

○公民館単行法が、社会教育法一  
部改正の問題の本筋は、自主性  
を持つ社会教育の振興策であつた  
と思つたが、併し各ト積み込みの  
村である我々の望みは、職員給与  
設備費の問題であつた。職員給与  
学校教職員に加へ、同じ集居負担  
して貰うまでは、義務も自主も  
なくしてしまふ。これに対し若者  
やインテリ層の中には、国から金  
を貰へば遂に国家の統制下におか  
れ中央集権化される恐れがある。

○公民館単行法が、社会教育法一  
部改正の問題の本筋は、自主性  
を持つ社会教育の振興策であつた  
と思つたが、併し各ト積み込みの  
村である我々の望みは、職員給与  
設備費の問題であつた。職員給与  
学校教職員に加へ、同じ集居負担  
して貰うまでは、義務も自主も  
なくしてしまふ。これに対し若者  
やインテリ層の中には、国から金  
を貰へば遂に国家の統制下におか  
れ中央集権化される恐れがある。

○公民館単行法が、社会教育法一  
部改正の問題の本筋は、自主性  
を持つ社会教育の振興策であつた  
と思つたが、併し各ト積み込みの  
村である我々の望みは、職員給与  
設備費の問題であつた。職員給与  
学校教職員に加へ、同じ集居負担  
して貰うまでは、義務も自主も  
なくしてしまふ。これに対し若者  
やインテリ層の中には、国から金  
を貰へば遂に国家の統制下におか  
れ中央集権化される恐れがある。

## 御寄贈ありがとうございます

県公連事務局

加茂市公民館報 (加茂市公民館 新生 (入込村公民館) 守  
館) 区報 (つばめ) (つばめ市役所) (門守村公民館) 浦川原村公  
民館 ニュース (山形県公民館 民館報 (浦川原村公民館) 板倉  
連綿協会の 区報 (高田 公民館報 (板倉公民館) 広報が  
市役所) 新井たより (新井市役 たち (瀧野公民館) 真野町公  
民館) 京ヶ瀬村公民館 (京ヶ瀬公民館) (真野町公民館) 新  
ヶ瀬公民館 繁華町公民館 湯原公民館 湯原公民館 青年学  
(繁華町公民館) 黒川村公民館 級新聞 (新井田青年学級) ユネ  
館報 (黒川村公民館) 公民館 スコ新聞 (日本ユネスコ新聞)  
す (小須戸公民館) 館報 新潟社会福祉 (新潟県社会福祉  
ひ) (彌彦村公民館) 黒城 (黒 協議会) 公明選挙時報 国立南  
新公民館 津川町公民館 (津 物館 ニュース、日曜協議会要  
川町公民館) (町のおゆみ) (吉田 貫津川町公民館) 栃尾新聞  
町公民館 西越村たより (西越 尾市役所)  
村公民館みすさわ (水沢村公民 (四月十一日 五月二十日分)

### 全公連を強化せよ

新潟市山下  
永井 初太郎

○公民館単行法が、社会教育法一  
部改正の問題の本筋は、自主性  
を持つ社会教育の振興策であつた  
と思つたが、併し各ト積み込みの  
村である我々の望みは、職員給与  
設備費の問題であつた。職員給与  
学校教職員に加へ、同じ集居負担  
して貰うまでは、義務も自主も  
なくしてしまふ。これに対し若者  
やインテリ層の中には、国から金  
を貰へば遂に国家の統制下におか  
れ中央集権化される恐れがある。



編集後記

○公民館単行法が、社会教育法一  
部改正の問題の本筋は、自主性  
を持つ社会教育の振興策であつた  
と思つたが、併し各ト積み込みの  
村である我々の望みは、職員給与  
設備費の問題であつた。職員給与  
学校教職員に加へ、同じ集居負担  
して貰うまでは、義務も自主も  
なくしてしまふ。これに対し若者  
やインテリ層の中には、国から金  
を貰へば遂に国家の統制下におか  
れ中央集権化される恐れがある。